

高齢者生活支援サービス事業について

佐渡市では、日常生活上での作業に支援が必要な高齢者の方で、周囲からの支援を受けることが困難な方を対象に、サービス利用料の一部を支援します。



1 対象者

次の要件を満たす方で、**日常生活の自立を支援する観点**から必要と判断された方

- 佐渡市内に住所がある65歳以上のひとり暮らしまたは高齢のみ世帯の方
- 心身的な状態により、世帯で作業を行うことが難しい方
- 作業について、依頼できる親族や近隣の方がいない方

2 助成額・回数

支援サービス（下記参照）の利用料の半額（1回あたり2,000円を上限）・年間12回（最大）

対象となる支援サービス		
① 家屋内の整理整頓	④ 掃除・洗濯	⑦ 家屋内の軽微な修繕
② 家屋周りの雑草の草刈り	⑤ 日用品などの買い物	
③ 玄関周りの雪かき	⑥ ごみの分別・ごみ出し	

※ 注意事項

- 畑仕事、ペットの世話など日常生活に直接関わらないものや介護保険のホームヘルプサービスで利用できるものは対象となりません。
- 利用者が負担すべき費用（処分費・材料費（燃料費・車両代）など）は対象となりません。
- 周囲からの支援（地域のささえあいによる活動・他サービスの利用）が受けられる場合は、そちらを優先することとし、補いきれない部分の支援となります。

3 申請の方法

① 申請

市役所高齢福祉担当窓口で申請手続きをしてください。
申請の際、日常生活で困っている点や周りの支援を受けられない理由等を説明してください。

② 決定

市でサービスの可否を審査し、サービス決定しましたら、「利用券」を対象者へ送付します。

③ 依頼

裏面の「高齢者生活支援サービス協力事業者」の登録店へ作業の依頼をしてください。
依頼する時は、「**高齢者生活支援サービス**」のサービスを利用することを**必ず伝えてください**。

④ 作業

作業が終わったら、「利用券」を登録店の方へ渡してください。

⑤ お支払

作業を依頼した登録店から、**市で助成をする金額を控除した利用料**が請求されますので、請求がありましたら登録店へお支払ください。

お問い合わせ

佐渡市役所 社会福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係 【電話】 0259-63-3790

各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当窓口

【2025.04 発行】

高齢者生活支援サービス事業 協力事業者一覧

(令和7年4月現在)

事業所名		対象地区	提供可能な支援サービス (下表参照)
所在地	連絡先		
佐渡シルバー人材センター		市内全域	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦
佐渡市春日1150番地20	24-1212		
株式会社 佐渡活 (oh!庭ya!佐渡店)		市内全域	②・③・⑥・⑦
佐渡市新穂37番地	090-7733-6384		
山本組 ラクリア		相川・佐和田 金井・新穂 畑野・真野	①・②・③・④・⑤・⑥・⑦
佐渡市相川大浦660番地	74-2576		
お宅おかたづけ隊 (アイマーク環境 株式会社)		両津・新穂	①・②・③・⑥
佐渡市潟端403番地5	27-2623		

※ 提供可能サービス (上記一覧表の番号は、この一覧のとおりです)

- | | | |
|---------------|--------------|-------------|
| ① 家屋内の整理整頓 | ④ 掃除・洗濯 | ⑦ 家屋内の軽微な修繕 |
| ② 家屋周りの雑草の草刈り | ⑤ 日用品などの買い物 | |
| ③ 玄関周りの雪かき | ⑥ ごみの分別・ごみ出し | |